

【答申の概要】（諮問第229号）静岡県警が保有する警察車両に関する文書の部分開示決定に対する審査請求

件名	静岡県警が保有する警察車両に関する文書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	車両管理データ（令和2年7月13日現在のもの）計42枚 （区分、所属、自動車登録番号、車名、用途名、取得日、型式、車体番号、取得価格を記載）
非開示理由	条例第7条第4号（犯罪予防、捜査等情報）
実施機関	静岡県警察本部長（諮問庁：静岡県公安委員会）
諮問期日	令和3年3月25日
主な論点	所属名及び自動車登録番号が非開示となった車両の陸運支局部分について、条例第7条第4号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、非開示としたことは妥当か（条例第7条第4号該当性）。

審査会の結論

別記1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記2に掲げる公文書を特定し、その一部を非開示とした決定（以下、令和2年8月26日で行った部分開示決定を「原処分1」といい、令和3年2月17日付けで行った原処分1の変更決定を「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）は、妥当である。

審査会の判断

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、本件対象公文書の開示を求めるものであり、処分庁が本件対象公文書を特定し、その一部を条例第7条第4号に該当するとして非開示とする原処分1を行った。

これに対し、審査請求人は所属名、現場指揮官車及び地域活動用運搬車の自動車登録番号、自動車登録番号が非開示となった車両の陸運支局部分（いずれも取得価格及び取得日が非開示とされている車両に係る部分を除く。）の情報の開示を求めて審査請求を提起したところ、処分庁は現場指揮官車及び地域活動用運搬車の自動車登録番号について開示する原処分2を行ったものである。

当審査会は、審査請求人が審査請求書で開示を求めている部分のうち、原処分2においてもなお非開示とされている部分（取得価格及び取得日が非開示とされているものを除く車両に係る所属名及び自動車登録番号が非開示となった車両の陸運支局部分の情報。以下「本件非開示部分」という。）の非開示情報該当性について検討する。

2 本件非開示部分の非開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、本件非開示部分について以下のとおり説明する。

ア 本件非開示部分に係る情報は、所属や陸運支局の管轄地域における車両の配備台数を示すものであり、配備台数からその所属又は地域の事案対処能力を推測させるものである。

イ 犯罪を企図する者が、これらの情報の研究、分析等を行うことで、各警察施設の体制、各種事案への対応状況等を推測し、その間隙について容易に犯行に及ぶなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とするものである。

(2) 諮問庁の上記説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 本件対象公文書は、車両ごとに区分、所属、自動車登録番号、車名、用途名、取得日、型式、車台番号及び取得価格が記載された台帳（一覧表）である。

イ 本件非開示部分を開示することにより、所属や地域ごとの警察車両の配備台数が明らかになる
ところ、原処分において車名等の情報が開示されていることから、乗車定員も判明するため、所
属や地域ごとの事案に対処可能な人員に係る情報も推測が可能となってしまう。

ウ この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁における警察官の総数
や警察車両の保有総数の情報は公表しているが、所属や地域ごとの警察官の人数や車両の保有台
数に関する情報は公表していないとのことであった。

エ さらに、近時の情報通信技術の急激な発達という情勢を踏まえると、本件非開示部分に記載さ
れた情報と、原処分で既に開示している情報だけでなく、テロや犯罪を企図する者が既に保有し
ている情報などを組み合わせて分析等を行うことで、静岡県警における捜査体制などの事案対処
能力の把握を容易にし、さらにはその間隙をついて犯行を行うことを容易にすることになるとい
える。

オ したがって、本件非開示部分については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は
捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることに
つき相当の理由があると認められるため、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当
である。

なお、現場指揮官車及び地域活動用運搬車の自動車登録番号に係る審査請求人の主張は、処分庁
の原処分2において開示された部分に係るものであるため、その当否を判断しない。

別記1 開示請求の内容

現有車両（二輪車を除く）の登録日、所有区分、価格、所属、車種名（小型警ら車等）、車名（ソ
リオ等）、型式、車体番号、登録番号、無線機呼称、対空表示

別記2 処分庁が特定した文書（本件対象公文書）

車両管理データ（令和2年7月13日現在のもの）計42枚

（区分、所属、自動車登録番号、車名、用途名、取得日、型式、車体番号、取得価格を記載）